

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき  
議決を求めることについて

地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定に基づき、令和5年度において県の  
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議  
決を求める。

(単位:円)

事業名	負担金額	備考
補助林道事業	3,250,000	長浜市ほか1市
琵琶湖環境部小計	3,250,000	
県営農道整備事業	44,690,000	彦根市ほか1市
県営みずすまし事業	9,762,000	長浜市ほか1市
県営農地防災事業	10,680,000	近江八幡市ほか1市
農政水産部小計	65,132,000	
単独道路改築事業	271,432,950	大津市ほか18市町
補助急傾斜地崩壊対策事業	26,450,000	大津市ほか6市町
補助急傾斜地総合流域防災事業	14,200,000	大津市ほか5市町
補助都市計画街路事業	196,985,000	大津市ほか3市
単独都市計画街路事業	23,100,000	大津市ほか4市
土木交通部小計	532,167,950	
合計	600,549,950	

県が行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町	負担すべき金額 (円)	事業内容	負担割合(%)			備考		
				国	県	市町等			
補助林道事業	長浜市 他	3,250,000	国基準に合致した林道整備	50	45	5	過疎地域は負担なし		
県営農道整備事業	彦根市 他	44,690,000	既設農道の耐震化整備事業 基幹農道の保全対策事業	55	37	8	大規模		
				50	25	25	保全対策		
県営みずすまし事業	長浜市 他	9,762,000	水質浄化施設、環境保全施設、支援事業	55	34	11	水質浄化施設		
				55	20	25	環境保全施設		
				55	30	15	支援事業		
県営農地防災事業	近江八幡市 他	10,680,000	排水機場の改修、河川工作物の撤去に伴う 整備および床止工の整備	55	32	13	農業用河川工作物応急対策（土地改良施設耐震対策） 市町等の負担のうち5%は市町、残りは土地改良区の負担		
				55	37	8	農業用河川工作物応急対策（大規模）		
単独道路改築事業	大津市 他	271,432,950	国庫補助事業に該当しない道路改築、局部 改築		80	20	財政力指数に応じた軽減措置あり		
							財政力指数 (3か年平均)	軽減率	軽減後市町負担
							～0.2未満	55.0%	9.0%
							0.2以上～0.3未満	47.5%	10.5%
							0.3以上～0.4未満	40.0%	12.0%
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	26,450,000	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	公共関連施設（道路、河川、学校等）（30m以上の斜面の高さ）		
				45	45	10	公共関連施設以外（30m以上の斜面の高さ）		
				45	45	10	公共関連施設（道路、河川、学校等）（10～30mの斜面高さ）		
				40	50	10	公共関連施設以外（10～30mの斜面高さ）		
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市 他	14,200,000	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	緊急改築（公共関連施設）		
				45	45	10	緊急改築（公共関連施設以外）		
				45	45	10	公共関連施設（道路、河川、学校等）（10～30mの斜面高さ）		
				40	50	10	公共関連施設以外（10～30mの斜面高さ）		
補助都市計画街路事業	大津市 他	196,985,000	改築	55	22.5	22.5	重点配分対象事業		
				1/2	1/3	1/6	重点配分対象事業以外		
単独都市計画街路事業	大津市 他	23,100,000	改築		70	30			